

●事業の流れ

都市計画決定（令和3年11月）

都市計画事業認可（令和6年3月）

用地補償説明会（令和6年12月）

用地取得

工事着手

整備完了

武蔵関駅交通広場および側道事業(練馬区施行)について

- 練馬区画街路第8号線(武蔵関駅交通広場)
- 練馬自転車歩行者専用道第2・3号線
- 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第6号線

●事業地内に土地・建物をお持ちの皆様へ

○都市計画法に基づく制限等について

事業認可に伴い、事業地内には都市計画法に基づき以下のような制限等が発生します。

<建築等の制限>

都市計画法第65条の規定により、練馬区長の許可を受けなければ、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築、その他工作物の建築（都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除く）または、移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行うことができません。

<土地建物等の先買い>

都市計画法第67条の規定により、事業地内の土地建物等を施行者（練馬区）以外の者に有償譲渡しようとする方は、その土地建物等の予定価格の額および譲り渡そうとする相手方、その他決められた事項をあらかじめ書面をもって施行者（練馬区）に届け出ていただくことになっております。

届け出があった後、30日以内は、当該土地建物等を譲り渡すことはできません。練馬区においても買取のご相談をさせていただきます。

●お問い合わせ先

○事業に関すること

交通広場（練区街8）

練馬区 土木部 計画課 道路整備担当係

TEL：03-5984-1099（直通）

側道（練自歩2・3、東鉄新付6）

練馬区 土木部 計画課 計画係

TEL：03-5984-2073（直通）

○用地取得に関すること

練馬区 土木部 特定道路課 道路用地担当係

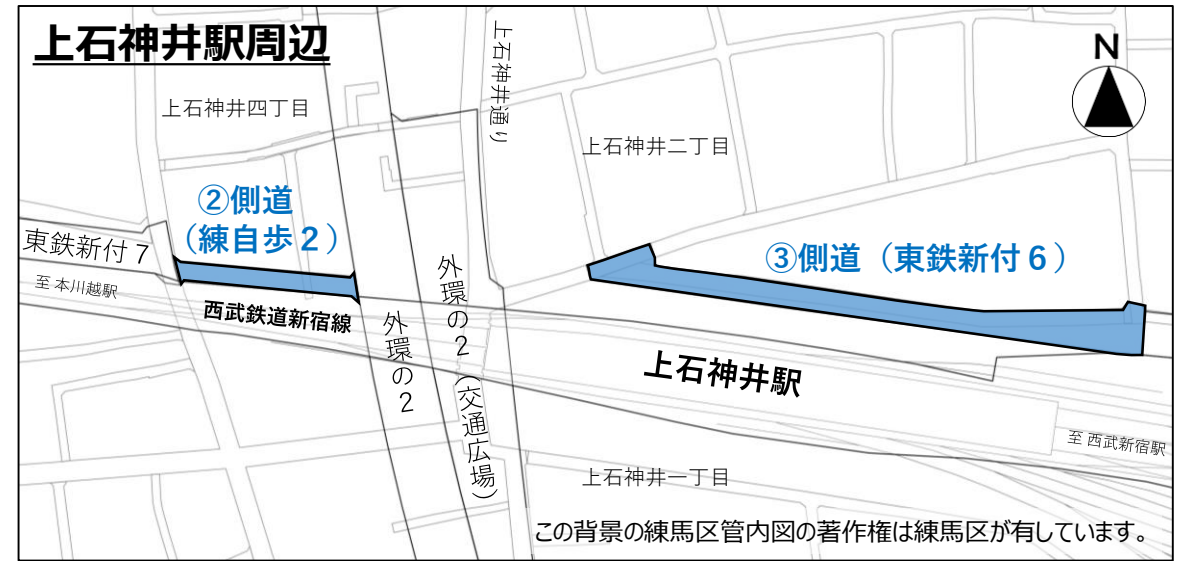
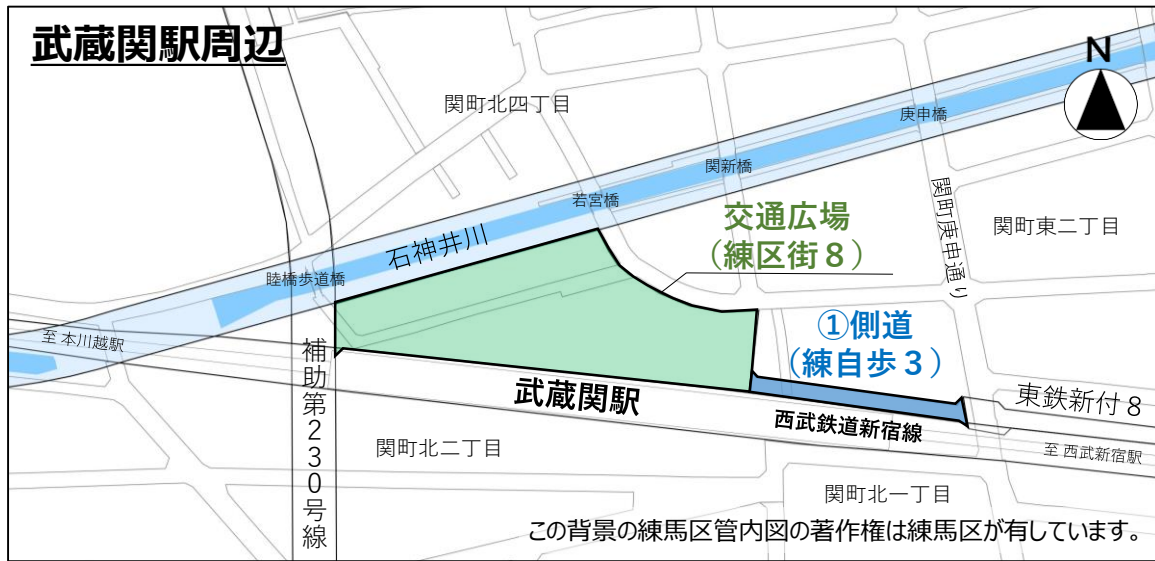
TEL：03-5984-1253（直通）



※パースは練馬区が検討しているイメージです
詳細は今後協議のうえ決定します

練馬区

●位置図



西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差事業にあわせて、練馬区が**交通広場**や**側道**を整備します。

●事業の概要

交通広場（練区街8）

- 施行者 練馬区
- 名称 東京都市計画道路事業 区画街路 練馬区画街路第8号線（練区街8）
- 事業地 練馬区関町北2丁目および4丁目各地内
- 事業認可日 令和6年3月6日
- 事業期間 令和6年3月6日～令和22年3月31日
- 面積 5113㎡

整備の目的

- 乗換え利便性や駅周辺の歩行者等の安全性・快適性の向上を図ります。
- 人が憩い集える、川と一体となったゆとりある駅前空間を創出します。

整備のイメージ



〔西武池袋線石神井公園駅北口交通広場〕

交通広場（練区街8）のイメージ

※バス停や横断抑止柵などの施設配置は、今後関係機関との協議等を経て決定します。

側道（練自歩2・3、東鉄新付6）

- 施行者 練馬区
- 名称 ①東京都市計画道路事業 特殊街路 練馬自転車歩行者専用道第3号線(練自歩3)
②東京都市計画道路事業 特殊街路 練馬自転車歩行者専用道第2号線(練自歩2)
③東京都市計画道路事業 区画街路 都市高速鉄道西武鉄道新宿線 附属街路第6号線（東鉄新付6）※区施行部
- 事業地 ①練馬区関町北2丁目および4丁目各地内
②練馬区上石神井4丁目地内
③練馬区上石神井2丁目地内
- 事業認可日 令和6年3月6日
- 事業期間 令和6年3月6日～令和22年3月31日
- 延長・幅員 ①延長 80m,幅員 6m ②延長 67m,幅員 6m ③延長 201m,幅員 9～15m

整備の目的

駅や交通広場へのアクセス性・安全性・防災性の向上を図ります。

整備のイメージ



〔西武池袋線石神井公園駅付近〕

側道（練自歩2・3）のイメージ



〔西武池袋線石神井町8丁目付近〕

側道（東鉄新付6）のイメージ